

平成18年3月29日

産業廃棄物不法投棄事案について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. 第13回産業廃棄物不法投棄対策本部の結果について

(1) 今後の対策に係る市の基本方針について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室(内線5632)
標記について、検討委員会からの報告を踏まえて検討の結果、今後、別紙「今後の対策に係る市の基本方針」により取り組みを進めることとしました。

(2) アクションプランの進捗状況について

- 担当・問い合わせ先 市長公室政策審議室(内線5533)
- ・「再発防止のためのアクションプラン」(平成17年2月3日取りまとめ)についての平成18年3月末現在の進捗状況
 - ・29項目のアクションプラン全てが実施済みとなった
 - ・詳細については別紙「アクションプランへの具体的な対応策」参照
 - ・アクションプランの29項目のうち
 - 今回実施済みとなったもの 2項目(別紙網掛け部分)
 - 今回内容の更新をしたもの 5項目(別紙網掛け部分)

* 今回実施済みとなった2項目(別紙網掛け部分)

正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有、**情報の共有化**

「環境事業部のシステム」について(P4)

正確な情報収集及び情報の保存、共有を行うために、産業廃棄物情報管理システムを構築し、平成18年1月から稼働を始めた。関係職員が情報の共有、後々の行政指導等にも活用できるようなシステムづくりに努めている。

「人・自然共生部のシステム」について(P5)

届出内容、立入調査等に関する「環境保全管理システム」について、データの一元化を行うよう、システムの変更を平成18年3月に実施した。

* そのほか内容更新があった5項目(別紙網掛け部分)

岐阜市としての体制の確立、**所管業務に係る職員研修の充実**

「環境事業部の研修」について（P 2）

職員を研修に参加させ、産業廃棄物不適正処理事案に対応できる職員の育成を図るとともに、事業者に対しての説明会を開催し、不適正処理の防止に努めている。

産業廃棄物対策に係る業務遂行に必要な専門知識を取得するため、環境省主催の「産廃アカデミー」へ参加した。

排出事業者の意識向上を図るため、講習会を平成 17 年 8 月に開催し、産業廃棄物適正処理推進のため、土木建設業者対象の講習会を 10 月に開催した。

P C B 廃棄物の処理を促進するため、P C B 廃棄物等の処理及び早期登録に係る説明会を平成 18 年 2 月に開催した。

岐阜市としての体制の確立、所管業務に係る職員研修の充実

「農林振興部の研修」について（P 3）

農地等職務に関連する関係法等についての研修に、平成 17 年 11 月、平成 18 年 2 月にそれぞれ参加し、知識の向上を図っている。

正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有、文書保存の適正化

「公共工事のマニフェスト」について（P 6）

平成 16 年 8 月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、産業廃棄物関係書類（マニフェスト等）による正確な情報収集・管理を徹底している。

平成 16 年度公共工事分の産廃処理表（E 票）の確認を平成 17 年 6 月までに行い、工事検査室に状況報告した。

平成 17 年度の 4 月から 12 月までの完了工事についても平成 18 年 1 月までに確認を行い、工事検査室に状況報告した。

立入検査結果等の公開、積極的な情報公開の推進

「人・自然共生部の立入検査」について（P 7）

平成 17 年 3 月に立入検査の基本方針を策定し、4 月には検査の透明性を高めるため立入検査計画を公表し、計画に基づき立入検査を実施している。

立入検査数（平成 18 年 3 月末現在）

水自然室関係 3 0 8 件（前回 10 月報告時は 1 4 8 件、1 6 0 件の増）

大気自然室関係 2 2 2 件（前回 10 月報告時は 2 0 1 件、2 1 件の増）

他部局・他機関との有効な連携、他部局、他機関との横断的な連携体制の確立

「環境事業部所管の『産業廃棄物調整会議』」について（P 7）

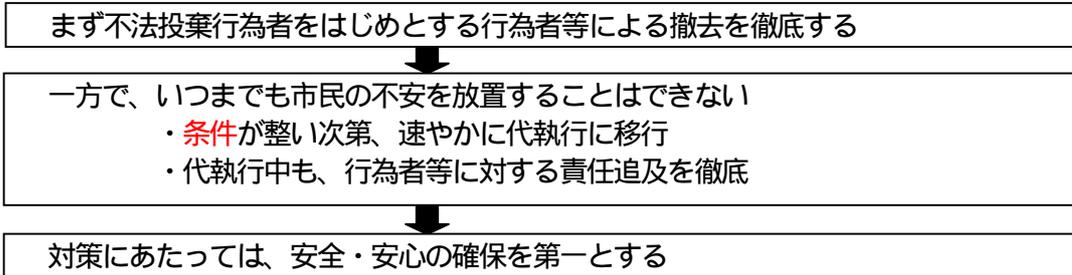
3 月末までに 6 回開催し、情報の共有、他部局との連携に努めている。(前回 10 月報告時は 3 回、3 回の増)

今後の対策に係る市の基本方針

23日にいただいた対策検討委員会からの報告を受け、対策本部会議を開催し、市としての今後の対策に係る方針について協議した。

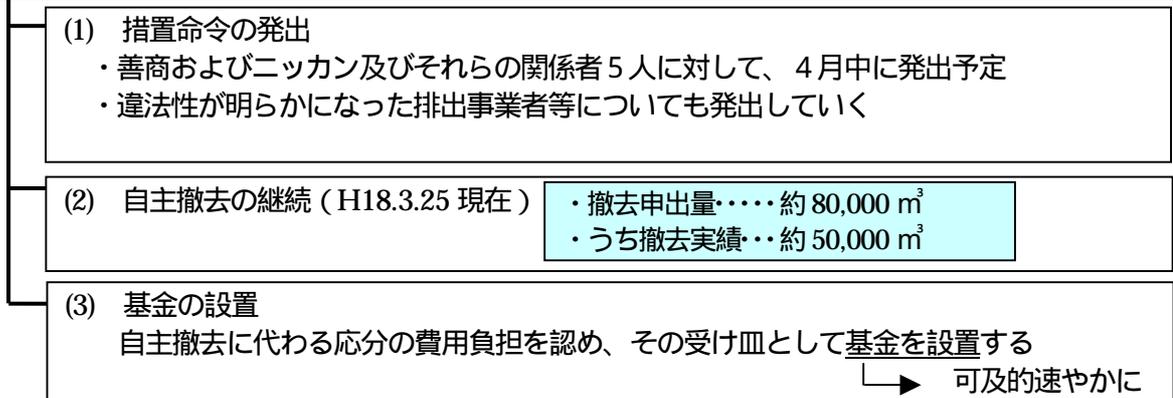
その結果、今後、次の方針で取り組みを進めることとした。

1 基本的な考え方



2 今後の対策の手順

行為者等による撤去の推進



措置命令の履行状況を見極めながら、条件が整い次第、代執行へ移行する

代執行できる条件（廃棄物処理法第19条の8）

- ・措置命令の履行期限に定められた着手期限を超過してもまったく着手されないとき
- ・着手期限内に着手しても、途中で履行を放棄し、履行期限までに履行される見込みがないとき
- ・履行していても実効性が認められず、履行期限までに履行される見込みがないと判断される時

- 1 代執行による対策の実施

代執行する場合の方針

行為者等の責任追及を徹底する一方で、市民の不安をいつまでも放置しておくわけにはいかないことから、上記の条件が整い次第、速やかに代執行に移行する。

この場合においても、行為者等に対する責任追及を緩めることなく、代執行費用の回収に向けて、あらゆる知恵を出して対応していく。

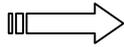
検討委員会からの提言

『混合物主体層全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないとは言えない木くず、紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類などそれ以外の廃棄物については、選別状況、モニタリング調査結果や地元の意見などを踏まえて判断すること』

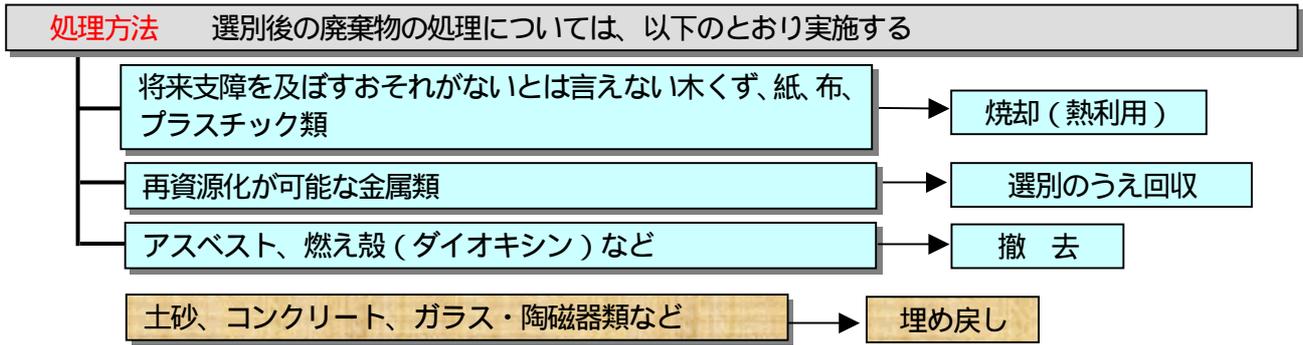
これを踏まえ、安全はもちろん、安心の確保に大きく踏み込み、以下を基本方針として対策を進める。

処理対象 コンクリート主体層、土砂主体層を除く混合物主体層全量を掘削（約70万m³の見込み）

これにより将来生活環境に支障を及ぼすおそれがないとは言えない廃棄物を撤去する。



実質的な全量撤去の実施



工事期間及び費用

検討委員会の検討過程では、7年間の工事期間で、最大180億円の処理費用を見込んでいるが、市施設の活用などにより、できる限りコスト縮減に努めるとともに、工事期間については、焼却施設の処理能力などから、10数年程度はかかるものと想定している。

3 安全・安心の確保

対策工事期間中は以下の取り組みにより、安全の確保を図るものとする。

継続する対策	・現在実施している場内・場外モニタリングの継続実施
周辺環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理対策…………… 代執行着手後、速やかに対応 ・廃棄物の飛散防止対策…… シート等によるキャッピング 屋内選別ヤードの設置 ・雨水等浸透防止対策…… シート等によるキャッピングほか ・崩落防止対策…………… 法面整形 ・河川溢水防止対策……… 防災調整池設置
作業安全対策	・安全作業マニュアルの策定

住民の安心確保のため、以下の取り組みを実施する。

市民協働による委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 【目的】代執行着手以後の対策状況の確認 【人選】地元代表、学識経験者など10名程度 【設置時期】代執行着手後できるだけ早い時期
積極的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度のできるだけ早い時期に地元説明会を実施 ・広報、ホームページによるビジュアル的な分かりやすい情報提供の実施

4 市民負担の軽減

医療費、介護費等の増加が見込まれる中で、市財政を圧迫せず、市民サービスに影響することがないよう知恵を出し合っていく。

財政支援等	費用の圧縮には知恵を出さねばならないが、広域的に廃棄物が持ち込まれている実情等から、国や県にも引き続き財政支援などを求めていく
基金の設置	<ul style="list-style-type: none"> 【設置予定】可及的速やかに設置 【対象】事業者、市職員OB、市職員など
コスト縮減	コスト縮減のためあらゆる可能性を追求する

5 その他の事項

現場の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提言にある『植生の導入による緑化』を基本に代執行終了までに結論を出す ・森林法を所管する県との協力 ・市民からの提案募集
-------	---

アクションプランへの具体的な対応策

(平成 18 年 3 月 29 日現在)

すでに実施しているアクションプラン
今後実施するアクションプラン

岐阜市としての体制の確立

公務員としての使命感の再確認と意識高揚

検証委員会報告書の要旨を平成 16 年 12 月 28 日に全職員に配信し、この問題を自身の問題として捉え、再発防止に向けた各自の考えをまとめることとした。各部総室で取りまとめた後に報告を求める。【行政管理部】

平成 17 年 3 月 31 日、各部からの報告の集約と指摘・提案事項についての対応状況を取りまとめた。

使命感の欠如は、法の目的の無理解や市民目線での対応をしておこなったことから生ずると考えられるため、「法令等遵守・危機管理マニュアル」「コンプライアンス制度」の職員研修を通じ一層の周知、活用を徹底する。【行政管理部】

平成 17 年 8 月 9 日に危機管理責任者(対象者 26 人)への研修を実施し、危機管理責任者を通じ各部職員に「法令等遵守・危機管理マニュアル」「コンプライアンス制度」の周知を図った。

平成 17 年度から法務・危機管理担当者(平成 14 年度設置)を分離し、危機管理担当者は部全体に対して指導ができる職責者を選任する。また、担当者の研修を通じ、制度の一層の活用を徹底する。【行政管理部】

平成 17 年度から、危機管理責任者は各部政策室長等、法務担当者は副主幹以上から選任した。また、危機管理責任者には、各部のすべての懸案事項を把握させ、必要に応じ、部長、室長及びグループリーダーに意見を述べる体制とした。

平成 17 年 8 月に研修を実施し危機管理能力の向上に努めた。

市政の運営及び事務事業遂行の客観性、透明性、公平性を堅持するため、議員、マスコミ、各種団体等からの政策提言、要望、要請等があった場合、「岐阜市政策提言、要望、要請等の取扱い要領(平成 14 年 4 月施行)」に基づき対応することとしているので、この制度の徹底を図る。【市長公室】

平成16年5月13日の政策室長会議において再度説明を行い、全庁的に周知徹底を依頼した。今後とも適宜徹底を図っていく。

全職員を対象とした研修の実施

平成16年12月27日(月)に部長・室長等全員に対する「管理職研修」を開催し、「公務員としてのより高い使命感をめざして」をテーマに関西学院大学教授の村尾信尚氏の講義により、公務員倫理意識の醸成を図った。この研修を契機とし、職場研修管理者である各室長は、公務員としての使命感の再認識や職場風土づくりのため、公務員倫理に関する職場研修を速やかに実施するとともに、2月中旬までに職員育成室に実施報告書を提出することとした。

また、「職場研修推進要綱」に基づき、公務員倫理・待遇・人権問題を必須テーマに職場研修を実施しているが、各部署の所管業務に係る法令等の再確認についても、新年度から必須テーマに位置づけて職場研修を実施する。

【行政管理部】

平成17年4月12日、所管業務に係る法令研修を新たに必須テーマとして位置づけ、職場研修の計画・実施を文書にて依頼した。

所管業務に係る職員研修の充実

廃棄物処理法の改正に係る説明会あるいは産業廃棄物担当者会議等に出席し、法律等の解釈、運用について研修を行っているが、新年度には環境省主催の「廃棄物リサイクル研修」「産廃アカデミー」等の職員研修を受講し、併せて国等関係機関から講師を招き随時研修を行うなど、産業廃棄物不適正処理事案に対応できる職員の育成を図る。また、排出事業者の意識向上を図る講習会を開催し、不適正処理の防止に努める。【環境事業部】

社団法人産業廃棄物処理事業振興財団・適正処理推進部次長を招き、処分場等への立入り検査のノウハウ等について研修を実施。(環境事業部1人、人・自然共生部2人)

・実施日 平成17年2月18日

岐阜県主催の環境行政新任職員研修会への参加(環境事業部3人、人・自然共生部4人)

・日時 平成17年4月14日～15日

・内容 岐阜県の不適正事案と行政指導の実務等

職員の自主研修

- ・月2回程度、「処分業等の許可」などテーマを決め法律の解釈、運用等について職員間で協議するなど職員の資質向上に努めている。

環境省主催の「廃棄物・リサイクル基礎研修」へ参加(環境事業部1人)

- ・研修期間 平成17年7月19日～22日

環境省主催の「産廃アカデミー」へ参加(環境事業部1人)

- ・産業廃棄物対策に係る業務遂行に必要な専門知識を取得する。
- ・研修期間 平成18年2月27日～3月3日

排出事業者に対する講習会を開催

- ・平成17年 8月31日 排出事業者の意識向上を図るための講習会
- ・平成17年10月12日 産業廃棄物適正処理推進のため、土木建設業者対象の講習会

P C B 廃棄物等の処理及び早期登録に係る説明会を開催

- ・平成18年2月8日 P C B 廃棄物の処理を促進するための説明会

環境省主催の長期技術研修、大気・水質等の公害防止管理者の研修等により、知識と技術の向上を目指す。【人・自然共生部】

環境省環境調査研修所研修に職員2名が参加した。

平成17年6月 6日～10日 水環境研修

平成17年7月25日～29日 地下水・土壌・地盤環境研修

山林、農地等職務に関連する関係法等の研修として、新年度から、県が主催する「森林関係業務説明会」や「森林法の運用に係る担当者会議」、「県農業会議」等に担当グループを積極的に参加させ、知識の向上を図る。【農林振興部】

県主催の説明会等に担当者を積極的に参加させ、知識の向上を図っている。

平成17年5月26日 森林保全関係業務説明会(2人)

平成17年6月 1日 県民協働による森林整備推進体制づくりに関する説明会(1人)

平成17年8月11日 農地利活用検討会(2人)(県農業会議主催)

平成17年11月28・29日 農地転用制度実務研修会(2人)(東海農政局主催)

平成18年 2月21日 農業委員会担当職員研修会(2人)(県農業会議)

主催)

平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、関係部(都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部、工事検査室)に建設廃棄物管理責任者を置いている。今後は、関係部に対し廃棄物処理法及び建設リサイクル法の職員研修を実施する。【工事検査室】

関係部にまちづくり推進部(監督責任者)を追加すると共に、平成17年度建設廃棄物管理責任者(部代表)を平成17年4月20日までに選任し、4月28日に第1回調整会議を実施した。また、職員への廃棄物処理法及び建設リサイクル法の研修を平成17年7月に土木(98人)・建築等(52人)、部門別に4班に分けて実施した。

産廃業務の執行体制の充実

組織体制及び人員配置について、担当部長とのヒアリングを実施し、業務内容や業務量の変動に応じて各室の定数を決定し、適正配置に努める。

新年度は、廃棄物指導業務に専念する「(仮称)産業廃棄物指導室」を新設するとともに、産廃Gメンとして職員2名と警察OBの嘱託員2名を配置し、産廃不法投棄再発防止に向けた体制の強化を図る。【経営管理部、行政管理部、環境事業部】

平成17年4月1日環境事業部「環境指導室」を再編し、「産業廃棄物指導室」を新設するとともに、産廃Gメンとして職員2人と警察OBの嘱託員2人を配置し、産廃不法投棄再発防止に向けた体制の強化を図った。今後も、業務状況に応じた人員配置を検討していく。

正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

情報の共有化

正確な情報収集及び情報の保存、共有を行うために、産業廃棄物情報管理システムを導入し、関係職員が情報の共有、あるいは後々の行政指導等にも活用できるようなシステムづくりに努める。なお、システムの稼働は平成18年1月を予定している。また、システム導入時までは立ち入り調査結果、苦情処理等の履歴については紙台帳に記録、保存すると共に「グループウェア」の環境指導室のキャビネットに保存し情報の共有を図る。【環境事業部】

平成 18 年 1 月からシステムの稼働を始め許可事務及び許可情報の管理を行っており、平成 18 年 3 月末までに許可申請書類等の電子イメージ化を完了する。今後は、立入り調査結果や苦情処理等の履歴の移行について順次進め、情報の一元化及び共有化を更に図っていくとともに、蓄積された情報を指導、調査及び苦情処理の際の基礎資料として活用する。また、システムがより有効に活用できる方法についても検討していく。

平成 17 年 3 月末までに、立入調査票の内容や写真を添付した報告書等について検討し、職員間での情報の共有化を目指す。中間処理施設の立入検査では、廃棄物の保管量のチェックなどにより、適正処理の実態把握に努める。

また、平成 17 年 5 月末までに、届出内容、立入調査等に関する現在のシステムについて、データの一元化に向け検討していく。【人・自然共生部】

公害関係法令所管の水・大気自然室で統一様式の報告書等となる立入調査表を平成 16 年度末に作成し、立入調査・苦情等の履歴について「環境保全管理システム」に入力し、職員間での情報の共有化を行っている。中間処理施設の立入検査では、産業廃棄物指導室と連携し合同立入を行い、廃棄物の保管量のチェックなどにより、適正処理の実態把握に努めている。さらに、特定建設工事等における、建築廃材の適正処理確認のため、特定建設工事調査票に廃棄物等の確認項目を追加した。

また、届出内容、立入調査等に関する現在のシステムについて、データの一元化を行うことを主眼とした、「環境保全管理システム」のシステムの変更を平成 18 年 3 月に実施した。

現在ある森林の伐採届出事項情報を平成 17 年 3 月末までにデータベース化し、森林の適正な管理体制を整える。【農林振興部】

平成 17 年 2 月に森林の伐採届出事項情報をデータベース化し、森林の適正な管理体制を整えた。

事務引継ぎの徹底

「岐阜市事務引継要領（平成 14 年度策定）」により管理職の引継ぎを義務付けている。平成 16 年度から引継ぎをさらに強化するため、グループリーダーにも義務付け、円滑かつ適正な対応確認のため「事務引継ぎ作成状況」の提出等を実施しているが、様式の見直しを含め懸案事項等の引継ぎの徹底を図る。【行政管理部】

平成17年3月31日改正による「岐阜市事務引継等要領」により、異動又は同一業務を長期に担当する職員に対し3年ごとに「懸案事項及び注意事務一覧」の作成を徹底すると共に、平成16年度については「懸案事項及び注意事務一覧」を全職員から提出させるなど、部内の懸案事項の共有を図るとともに、必要な場合は上司は指示を行うこととした。

文書保存の適正化

平成15年1月から「グループウェア」の電子キャビネットに文書登録することにより、各所属の職員間における情報の共有を推進。平成17年度稼働の「文書管理システム」により、より一層の情報共有化を図るとともに、文書管理システムの情報公開機能により情報公開を推進する。【**行政管理部**】

平成17年4月1日からの文書管理システムの本格稼働により、文書が電子化され、その電子化された文書情報により職員間の情報の共有化を図るとともに、当該システムの情報公開機能により情報公開の推進を図っている。

文書（資料）の保存年限は毎年各部署で見直し、必要に応じて文書分類表を補正しているが、「文書管理システム」の稼働に向け全面的に保存期間、分類区分のサブタイトル等の見直しを実施し、平成17年度から「新文書分類表」により、より適正な文書の保管・保存を図る。【**行政管理部**】

平成16年度中に文書分類表の見直し作業を行い、平成17年度から「新文書分類表」に基づき文書の保管・保存作業を実施している。

平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、産業廃棄物関係書類（マニフェスト等）による正確な情報収集・管理を徹底している。【**都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部**】

平成16年度公共工事分の産廃処理表（E票）の確認を平成17年6月までに行い、工事検査室に状況報告した。

平成17年度公共工事分（平成17年4月から12月までの完了工事）の産廃処理表（E票）の確認を平成18年1月までに行い、工事検査室に状況報告した。

立入検査結果等の公開

積極的な情報公開の推進

平成16年8月から、不適正処理事案及び処分業者等のリストをインターネットなどによる情報公開を実施。【環境事業部】

平成16年8月から産業廃棄物不適正処理事案及び産業廃棄物処分業者名簿を、平成17年7月から産業廃棄物収集運搬業者名簿を、産業廃棄物指導室のホームページで公開中。

水質汚濁防止法、大気汚染防止法などに基づく立入検査の基本方針を、平成17年3月末までに策定する。

立入検査結果については、新たに定めた情報公開基準により公開とし、軽微な違反を含め、適切な行政指導を目指す。【人・自然共生部】

平成17年3月に、立入検査の基本方針を策定済み。

平成17年4月に、検査の透明性を高めるため立入検査計画を公表し、計画に基づき立入検査を実施している。

立入検査件数（平成18年3月末現在）

水自然室関係 308件 大気自然室関係 222件

「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、平成16年8月から産廃管理票(マニフェスト)の写しを公開対象とし、工事発注者の責務を徹底するため搬出先の確認等に努めているが、完了検査後に法違反が判明した場合は、環境事業部に直ちに報告する。

【都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部】

提出された産廃管理票の写しにより、適正処理を確認している。

他部局・他機関との有効な連携

他部局、他機関との横断的な連携体制の確立

他部局に関係する情報の共有、複数の部局にかかわる重要課題の検討等を要する場合は、政策室長会議並びに新年度に設置する「(仮称)岐阜市産業廃棄物調整会議」において、横断的な連携強化を図る。調整会議の事務局は環境事業部が担当し、各部所管法令の違反、問題の洗い出し等、情報の共有・有効活用を図り、関係部局及び関係機関との連携を強化する。【市長公室、環境事業部、人・自然共生部、農林振興部、まちづくり推進部、都市建設部、基盤整備部、経営管理部】

環境事業部が、岐阜市産業廃棄物調整会議要綱(平成17年3月31日決裁)を作成し、会議を設置。岐阜市産業廃棄物調整会議を6回実施した。今後必要に応じ開催し情報の共有、他部局との連携に努める。

各部局は、調整会議に出席し、情報の共有、他部局との連携に努めている。

岐阜県との有効な連携を強化するため、平成16年6月から「岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理調整会議」を定期的実施している。【環境事業部】

平成16年6月から岐阜県との調整会議を定期的実施している。

森林の伐採を行うには、市への届出或いは県への申請・許可が必要であるため、平成16年4月から県農山村整備事務所(森林関係部署)との連携強化を図っている。今後も今まで以上に情報の共有化に努め、問題が発生しそうな事案については、共同で現地調査を実施する。【農林振興部】

平成16年4月から市への届出情報を県農山村整備事務所(森林関係部署)に対し提供することで連携強化を図っている。なお、現状では問題が発生しそうな案件はないが、問題が発生しそうな事案については、共同で現地調査を実施する。

平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、100m³を超える建設廃棄物の処理現場への搬入については職員が確認しており、疑義ある場合には環境事業部と協議するとともに、関係部局で情報交換を行う。【都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部】

処理施設への搬入確認を徹底している。

情報の有効活用

航空写真は、従来から要望のある庁内各部に対して閲覧に供してきたが、更なる活用を図るため、新たな閲覧ルールを定め、平成16年8月に各部に通知するとともに「全庁共通様式キャビネット」に航空写真閲覧申請書を掲載した。

また、県等他機関の閲覧や市民への公開基準として、「岐阜市航空写真取扱要領」を定めた。市民に対しても公文書としてパソコンから約三千分の一の航空写真をカラー印刷して交付することとした。今後、更に他部等との連携が図れるよう閲覧方法等の周知を図る。【経営管理部】

「岐阜市航空写真取扱要領」をイントラに掲載するほか、毎年定期的に航

空写真閲覧について周知を図る。

同業他社に対する検査

監視、立入検査体制の強化

新年度に「(仮称)産業廃棄物指導室」を新設し、産廃 G メンとして職員 2 名と警察 O B の嘱託員 2 名を配置し、産廃不法投棄の再発防止に向けた監視・立入検査の強化を図る。【経営管理部、行政管理部、環境事業部】

平成 17 年 4 月 1 日環境事業部「環境指導室」を再編し、「産業廃棄物指導室」を新設するとともに、産廃 G メンとして職員 2 人と警察 O B の嘱託員 2 人を配置し、産廃不法投棄再発防止に向けた監視・立入検査体制の強化を図った。

監視、指導要領の作成

「岐阜市産業廃棄物監視指導要領」を平成 17 年 3 月までに作成し、立入検査を強化する。【環境事業部】

岐阜市産業廃棄物監視指導要領及び岐阜市産業廃棄物監視指導マニュアル(平成 17 年 3 月 30 日決裁)を作成した。

検査機器等の導入

立入検査を厳正に行うため、他都市の立入検査用機器類の活用状況を調査研究し、有効活用できる機器導入の検討を行う。【環境事業部、経営管理部】

平成 16 年度にメジャーポール、距離測定器、ガス探知機(硫化水素、酸素、可燃性ガス)を購入済み。

岐阜市の責任、職員の責任

岐阜市職員懲戒等審査委員会の開催

岐阜市職員懲戒等審査委員会を平成 16 年 12 月 17 日に開催し、職員(O B を含む)からの聴き取り調査を行うことを決定した。現在、聴き取りを行っており、年度内に職員の責任について厳正に対処する。【行政管理部】

産業廃棄物担当部の組織の最高責任者である部長 2 人に対して、平成 17 年 3 月 29 日、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、戒告処分を行うとともに、その他の職員 18 人については訓告を行った。